

令和4年 教育委員会第5回定例会 会議録

日 時 令和4年3月8日（火）
場 所 教育委員会室（オンライン）

午後3時00分～午後4時19分

議事日程

第1 協議

【文化振興課】

- (1) 千代田区指定文化財の指定

第2 報告

【子ども総務課】

- (1) 令和4年第1回定例会の報告

【子育て推進課】

- (1) 子育て世帯への臨時特別給付（支援給付金）について

【学務課】

- (1) 学級閉鎖の状況について
- (2) 区立小・中学校の各区宿泊行事实施状況について

【指導課】

- (1) 千代田区公立学校教育管理職の異動について【秘密会】
- (2) 令和3年度学力調査報告
- (3) まん延防止等重点措置の期間延長に伴う対応について

【九段中等教育学校経営企画室】

- (1) 九段中等教育学校の入学適性検査の受検結果について

第3 その他

【子ども総務課】

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田（3月20日号）

出席委員（5名）

教育長	堀米 孝尚
教育委員	金丸 精孝
教育委員	中川 典子
教育委員	長崎 夢地
教育委員	俣野 幸昭

出席職員（12名）

子ども部長	清水 章
教育担当部長	佐藤 尚久

子ども総務課長	大谷 由佳
副参事（特命担当）	大塚 光夫
子ども支援課長	新井 玉江
子育て推進課長	中根 昌宏
児童・家庭支援センター所長	安田 昌一
子ども施設課長	赤海 研亮
学務課長	小原 佳彦
指導課長	山本 真
統括指導主事	田中 博
文化財担当課長	永見 由美

欠席委員（0名）

欠席職員（0名）

書記（2名）

子ども総務係長	江口 友規
総務係員	橋本 悠

堀米教育長 開会に先立ち、傍聴者から傍聴申請があった場合は、傍聴を許可することとしますのでご了承ください。なお、新型コロナウイルスの感染予防のため、傍聴は隣の教育相談室に備えているテレビモニターで行っていただきますので、ご承知ください。

ただ今から令和4年教育委員会第5回定例会を開会いたします。本日教育委員は全員出席です。今回の署名委員は金丸委員をお願いいたします。

◎日程第1 協 議

【文化振興課】

- (1) 千代田区指定文化財の指定

◎日程第2 報 告

【子ども総務課】

- (1) 令和4年第1回定例会の報告

【子育て推進課】

- (1) 子育て世帯への臨時特別給付（支援給付金）について

【学務課】

- (1) 学級閉鎖の状況について
(2) 区立小・中学校の各区宿泊行事実施状況について

【指導課】

- (1) 千代田区公立学校教育管理職の異動について【秘密会】

(2) 令和3年度学力調査報告

(3) まん延防止等重点措置の期間延長に伴う対応について

【九段中等教育学校経営企画室】

(1) 九段中等教育学校の入学適性検査の受検結果について

堀米教育長	議事日程に先立ちまして、オンラインで出席している幹部職員の点呼を子ども総務課長お願いいたします。
子ども総務課長	はい、子ども総務課長です。本日、幹部職員のうち議場出席しておりますのが、子ども部長、教育担当部長。そして私の子ども総務課長です。オンライン出席している幹部職員は、私が職名を呼び上げますので、返事の方をお願いいたします。それでは読み上げます。文化財担当課長。
文化財担当課長	はい、よろしく申し上げます。
子ども総務課長	子ども支援課長。
子ども支援課長	はい、新井です。よろしく申し上げます。
子ども総務課長	子育て推進課長。
子育て推進課長	はい、中根です。
子ども総務課長	児童・家庭支援センター所長。
児童・家庭支援センター所長	はい、安田です。
子ども総務課長	子ども施設課長。
子ども施設課長	はい、赤海です。よろしく申し上げます。
子ども総務課長	学務課長。
学務課長	はい、学務課長小原です。よろしく申し上げます。
子ども総務課長	指導課長。
指導課長	はい、指導課長山本です。よろしく申し上げます。
子ども総務課長	九段中等教育学校経営企画室長。
九段中等教育学校経営企画室長	九段中等、大塚です。よろしく申し上げます。
子ども総務課長	はい、以上のとおり全員出席でございます。よろしく申し上げます。
堀米教育長	はい。それでは本日の議事日程をご覧ください。日程第2指導課の報告事項のうち、千代田区公立学校教育管理職の異動でございますが、人事に関する内容のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、秘密会として取り扱わせていただきたいと思います。この報告事項を秘密会で取り扱うことについて、賛成の教育委員の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
堀米教育長	ありがとうございます。全員賛成ですので、本件につきましては、会議の最後に取り扱わせていただきます。 九段中等教育学校経営企画室長が、本日この後に所用がございますので、議事日程の順番を入れ替え、報告事項の適性検査の受検結果につきまして、最初に報告をさせていただきます。

それでは日程第2報告事項です。九段中等教育学校の入学適性検査の受検結果につきまして、九段中等教育学校経営企画室長説明をお願いいたします。

九段中等教育学校経営企画室

はい、それでは資料中程の九段中等教育学校の入学適性検査の受検結果について報告いたします。資料はA4の1枚です。九段中等につきましては、令和4年度入学者決定のための適性検査を1月の12日、13日で応募があった656人のうち、604人が2月3日に受検いたしました。そして、コロナ等で検査を受けられなかった人用に、特例による検査を行いました。一覧が下記のようになっております。

検査日は2月3日です。そして区分Aが千代田区民対象、そして区分Bが千代田区民以外の都民ということで、ご覧のようにA区分が男子89人、女子96人、そしてB区分が男子176人、女子243人ということで、それぞれ受検倍率はA区が2倍ちょっと、そしてB区が男子が4.4倍、そして女子が6.8倍となりました。合格発表は9日に行いました。

特例による検査でございますけれども、受検を申し込んだ人たちがコロナで受けられなかった、そういう方々のために、今回初めて特例検査を実施するもので、内容については東京都と同じ内容となっております。

結果として区分Bについて2人が応募いたしました。その結果でございますけれども、受検状況が下のような一覧となっております。

特例のB区分で2人応募がございまして、この特例の募集人員につきましては、受検者数を受検倍率で割って、小数点以下の場合は1とするというふうになっておりますので、B区の受検倍率が5.24倍ということで、2を5.24で割ると0.4ぐらいということで、募集人員が1名という形になります。結果として、今回につきましてはB区の男子が1名増えて合計161名ということで、合格者となっております。報告については以上です。

堀米教育長

はい、ありがとうございます。九段中等教育学校の入学適性検査の受検結果ということでございます。これについてご質問ございますでしょうか。

金丸委員

はい、金丸委員どうぞ。

特例による検査で、結局2名受検して1名が合格ということは決まっています、普通の試験のところでは40の数字も変わっていないから、男子が1人増えたというふうに理解すればよろしいでしょうか。

堀米教育長

はい、どうぞ室長お願いします。

九段中等教育学校経営企画室

この応募人数なんですけれども、例えばB区の場合に受検倍率が5.24倍となっております。ですので5人のうち1人が受かるということですので、例えば今回2名の応募でしたけれども、仮に10名受けたとしたら2名は受かるということで、その場合は募集人員が2名という形になります。つまり、受検者数を受検倍率で割って、で小数点以下の場合は1とすると、そしてそれ以上の1を超えるときは、四捨五入で募集人員を決めるということになっております。

堀米教育長 要は160の定員をいっぱい取った後で、特例でプラスというふうな計算の仕方ということですよ。

九段中等教育学校経営企画室 はい、そうです。

堀米教育長 他にございますか。よろしいですか。
(なし)

堀米教育長 はい、ありがとうございます。
それでは日程第1協議事項に戻ります。千代田区指定文化財の指定につきまして、文化財担当課長よりご説明お願いいたします。

文化財担当課長 はい、文化財担当課長でございます。資料をご覧ください。
今年度の文化財保護審議会で審議をしていただきまして、先日下記の2件を指定文化財にするに値するというので、答申をいただきました。
まず1件目なのですが、千代田区指定文化財有形文化財歴史資料として、江戸城本丸御殿・西丸御殿建築図面38点。次に、千代田区指定有形文化財絵画として、龍星閣旧蔵竹久夢二コレクション616点でございます。こちらの方を指定文化財として指定をしたいということでございます。
本日はご協議いただきまして、次回の教育委員会でご議決をいただくような段取りになっております。
続けて、添付の資料をご覧ください。まず、江戸城建築図面でございます。こちらの方、種別が、先ほど申し上げましたように有形文化財歴史資料として、名称は江戸城本丸御殿・西丸御殿建築図面、合計で38点でございます。年代は江戸時代の後期のものです。
概要をご覧ください。本資料群は、弘化度造営と万延度造営の江戸城の本丸御殿に係る図面の18点と、あと西丸御殿に関する図面20点で構成されております。本資料群は幕府の作事方によって作成された元図の写しでありまして、現場の大工が所持したと思われる図面群であって希少性が高い。また、これまで元治度造営の西丸御殿の図面は、都立中央図書館所蔵の平面図を除いてほとんど確認されておりましたが、本資料群には土台図や矩形図、詳細図などの複数の種類の図面が含まれており、今後の研究発展の一助となる、そういう可能性を有しております。
2番の指定基準でございますが、こちらは考古資料、歴史資料というところで、歴史上の事象に関する遺品で、学術的にも価値の高いものになります。
裏面に行っていただきまして、区の歴史や文化に関係があり、特に重要なものとして指定をさせていただくということでございます。
(2) 指定理由のところでございますが、本資料群はこれまで確認されていた江戸城本丸御殿及び西丸御殿の建築図面とは異なって、現場の大工がどのように御殿の建築に携わったか、工事過程で図面がどのように使用されていたのかという点について、貴重な情報を含んでおりまして、つまり、作事方や小普請方に残された図面の内容を補完して、江戸城の御殿の建築の変遷をさらに紐解く一助となるということと、あと今後も広く公

開・活用に資していくための歴史資料として、区の指定文化財に値するという点でございます。こちらの方が江戸城建築図面でございます。

続けて、2番の竹久夢二に参りたいと思います。こちらは種別としては、有形文化財絵画として、名称は龍星閣旧蔵竹久夢二コレクション、616点でございます。

概要にいただきましたが、本コレクションは千代田区内に所在する出版社・龍星閣が大正期を代表する画家・竹久夢二の著作や画集を刊行するために蒐集した美術作品、及びそれをもとに編集・刊行した夢二関連の書籍からなります。

美術作品につきましては、肉筆画、木版画、雑誌等に掲載された挿絵や装幀本、夢二の幅広いジャンルの作品が網羅的に蒐集されております。本資料群は夢二の画業を最初期から晩年まで総合的に辿ることができる点に特徴がございまして、本コレクションは極めて良質ということでございます。

龍星閣刊行の夢二関連の書籍につきましては、夢二が没後、その作品を広く伝える役割を果たして、現在の夢二の評価や高い認知度に貢献をしているというものでございます。

裏面にいってください。2番の指定についてで、こちらは指定基準としましては、千代田区指定有形文化財絵画、絵画史上、彫刻史上若しくは工芸史上又は地域的文化史上貴重なもの、区の歴史や文化に関係があり、特に重要なものということでございます。

(2)の指定理由でございますが、龍星閣旧蔵竹久夢二コレクションは、大正期を代表する画家・夢二の美術や文化に関わる活動を総体的に示す極めて良質な作品群であるということで、夢二の最も早い作品・画文集《揺籃》や晩年の代表作《出帆》の原画も含んでおり、美術的稀少性も高いということで、あと本コレクションは区内の出版社である龍星閣が夢二の作品を蒐集したという功績を伝えるとともに、夢二が近代社会に美術・文化を普及させた様相を示す重要な作品群として、区の指定文化財にふさわしいといえるということで、先日答申をいただきました。

区の指定文化財としてご協議いただければと思います。よろしくお願ひします。

堀米教育長 はい、ありがとうございます。

指定文化財として2点ほどということで、1、2ございました。これについて何か、今日は協議事項で次回が議決ということですので、何か質問があったらお願いします。金丸委員どうぞ。

金丸委員 この江戸城の図面なんですけれども、この紙が価値あるという判断なんですか、それとも図面そのものが価値ある。簡単に言えば、これを残すときにデータとして残しても価値があるのか、この紙がないと価値がないのかについては、どういう判断をされているんでしょうか。

堀米教育長 永見課長お願いします。

文化財担当課長 江戸城の建築図面は、国の重要文化財になっている甲良家に伝わる作事方ですね。幕府のそちらの図面は良質な紙に書かれている図面ということで、都立中央図書館の所蔵ということで貴重なものになっているんですが、それとはまた別で、紙の質もやっぱり現場の大工が写したということで、質も違っているそうなんです。なので、今回のものは、その建築図面の実物として、あと大工のメモが残っていたりとかってところで、それが価値があるということなんです。データとこの紙の資料としての価値の違いってところは、今は割とアーカイブ化を進めなさいというところで、文化庁も文化財のデータベース化というところを推奨しているところなんです。指定文化財として今回のものは、紙の図面が貴重であるというような評価でございます。

堀米教育長 はい、ありがとうございます。他にございますでしょうか。
俣野委員どうぞ。

俣野委員 竹久夢二コレクションの方なんですけども、この所有者は龍星閣さんではなくて、もう千代田区に移ってるってことなんです。

文化財担当課長 はい、平成27年の3月に区の方に寄贈されまして、全てこちらの方は区の方で所蔵しているということになっております。ただ、区内の龍星閣さんで所蔵されていた物を区にご寄贈いただいたということで、やはりそこに価値もあるということで、龍星閣旧蔵というところを名称に示すことが大事だということ、審議会の先生方からもご指導いただいているところでございます。

俣野委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

堀米教育長 はい、中川委員どうぞ。

中川委員 区に関してということ言うと、今お話なさった龍星閣が千代田区にずっとあったからというのが、区の歴史や文化に関係があり、特に重要なものということであるわけですか。というのは、竹久夢二は結構、群馬の方とかいろんなところで活動していたりとか、作品を残してるんだけど、特に龍星閣にこだわって、この歴史や文化に関係があるという意味と捉えてよろしいでしょうか。

堀米教育長 永見課長お願いします。

文化財担当課長 はい、竹久夢二の作品・資料を持っているところは、例えば出身の岡山県であったり、今ご紹介のあった伊香保の竹久夢二美術館であったり、あと文京区にあります夢二美術館であったりというところなんです。今回龍星閣が蒐集した、区内の出版社が蒐集して、のちに夢二没後も夢二の価値を伝えたというところにやはり評価がありまして、ただ調査・研究としては夢二の美術作品というところに重きを現段階では置いておりますので、種別としては有形文化財絵画というところで指定をされておりますが、千代田区として区内の出版社が蒐集した資料というところに評価がされておりますので、今回、区の歴史や文化に関係があり、特に重要なものというところで、指定基準の1つとなっております。

堀米教育長 はい、ありがとうございます。
他にございますでしょうか。
(なし)

堀米教育長 じゃあ次回議決ということでよろしくお願ひします。どうもありがとうございます
ございました。

文化財担当課長 ありがとうございます。

堀米教育長 日程第2報告事項に戻ります。令和4年第1回定例会の報告につきまして、子ども総務課長、説明お願ひいたします。

子ども総務課長 はい、子ども総務課長です。令和4年第1回区議会定例会の報告をさせていただきます。資料の方は発言通告書総括表と教育委員会関係質問・答弁概要の2種類でございます。

まず2月24日、25日に行われました代表一般質問につきましては、発言通告書総括表をご用意ください。教育委員会関係の質問には黄色で網かけをさせていただいております。まず代表質問では1枚おめくりいただきまして、2番の共産党木村議員からは、子どもの遊び場環境整備について、3番の公明党米田議員は、学校・園における感染対策についてでございましたが、こちらは通告全体を取り下げられておりますので、こちらは取り下げとなった事案でございます。

続いて一般質問では1つ目、西岡議員からは子育て支援策として、新型コロナウイルス感染症対応として代替保育であるとか、学校・園・児童館、学童クラブ等での抗菌効果の見込める施設環境の改善、保育園等のオンライン申請について、園児の公園置き去り関係の安全対策について問うというものでございました。

その下の3つ目、長谷川議員からは、学校給食に関して。有機・無農薬、低農薬の米・野菜等の食材の導入について、1枚おめくりいただきまして4番目大坂議員からは、成年年齢引き下げでの課題と区の対応、次のページ9番目の牛尾議員からは、教職員・保育士への検査体制の拡充、国が行う「保育士等処遇改善事業」について、子ども総合サポートセンターの整備計画と、人工増に伴う中学校も同様に教室数が足らなくなるのではないかとこのようにところで、その見通しや対策について伺うものでございました。

教育委員会関係の答弁概要については、本日机上に差し替えを配布させていただきます。前回通告取り下げの分も含めてお示ししていたので、差し替えられたものに詳細がございますので、後ほどゆっくりご確認ください。

第1回定例会の最中ではございますが、2月28日地域文教委員会において、子ども部から上程した議案4本については可決されましたことをご報告いたします。

また、来週は特別委員会の総括質疑を実施後、24日に終了を予定しております。ご報告は以上です。

堀米教育長 はい、ありがとうございます。
この件についてご質問ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長 はい。ありがとうございます。続きまして、子育て世帯への臨時特別給付につきまして、子育て推進課長説明をお願いいたします。

子育て推進課長 はい。それでは臨時特別給付についてご説明致します。この事業につきましましては、昨年の年末から給付をどんな形でするんだとか、10万円で一括で給付するのかなどとか、さまざま意見が交わされてきましたが、今般の内容はその給付金を受ける方が離婚等で基準日以降に離婚をしたために受け取ることができなかったという全国での事例を踏まえて、基準日以降に離婚し、離婚したことで受け取れなかったという方に対して、追加で給付して欲しいという国からの通知を受けまして、新たに対象とする旨の内容になります。

対象者は2番のところにございます通り、まずは児童手当の所得制限の限度額未満の方に限るというのは、これまでの制度設計上と全く同じで変わりません。その中で新たに対象とするのが(1)と(2)の方々に、中学生以下の児童をお持ちの保護者で、令和4年3月分の児童手当の受給者となった方、手続きをして児童手当を受けられるようになった方と、もう1つの高校生等の児童の保護者で、2月28日時点で主として養育している者と認められる保護者の方の2つの区分の方が新たに対象となります。

この方々につきましましては、概ね30世帯程度でないかというふうに今のところ見込んでおります。給付額につきましましては、3番のところでは児童1名につき10万円となります。10万円のうち既に受け取っていた保護者の方から、現金であるいは物で受け取っていることが一部でもある方は、その額を自己申告していただいて差し引いた額になります。

この給付金の申請期限は4月28日までとなりますが、これは給付金の申請期限であくまでもありまして、この日までに離婚した方が対象になるというわけではございません。対象になるのは、あくまでも先ほどの2番のところでご説明申し上げた、今年の3月分の児童手当の受給対象となっている方と、2月28日時点で既に高校生等の児童を養育している方があくまでも対象になります。説明は以上です。

堀米教育長 はい、ありがとうございます。この件についてご質問ありましたらお願いいたします。

はい、金丸委員どうぞ。

金丸委員 この給付額の※印の部分なんですけれども、一括給付金等受給者から受領した給付金相当額や、児童のために給付金を使ったと申請日時点で了解している額っていうのは、これは例えば離婚の争いをしている夫と妻がいて、子どもが妻にいった場合に、夫に10万円が支給されましたよと。でも

その支給された10万円のうちの全部がわかりませんが、それ
をもらって使った人という趣旨で理解すればよろしいでしょうか。

堀米教育長 はい、課長お願いします。

子育て推進課長 はい、子育て推進課長です。今の金丸委員のような場合で、現金で受け
取っている場合も、その現金で受け取った額を差し引いた残りの額が給付
額としてはなりますし、それが物で万が一もらって、例えば入学の時期な
んでランドセルでもらったとか、あるいは学用品として体操着とかいろい
ろなものを買ったとかっていうことであれば、その額を現金に換算して1
万円なり5000円になれば、残りの9万円なり95,000円なりっていう額が給
付額になります。

堀米教育長 はい、金丸委員どうぞ。

金丸委員 よく分かりましたけれども逆に言うと、今の私の例で言えば、夫が10万
円をもらって妻の方に渡さずに使っちゃったという場合に、それから回収
するということはこの制度では考えてないということなんでしょうか。

堀米教育長 はい、課長どうぞ。

子育て推進課長 はい、子育て推進課長です。はい、おっしゃる通りで、今回の件はあく
までももらっていないという自己申告でやるもので、そちらの渡さなかつ
た人に対して回収をするというものは、今回の国からの制度設計上でも考
えられておりません。

堀米教育長 はい、ありがとうございます。他にございますでしょうか。

はい、長崎委員どうぞ。

長崎委員 はい、この対象者で離婚等ってなっているんですけど、例えばまだ別居
中で離婚までは至ってないだけけれども、お母さんの方が子どもを連れ
て、例えばDVで逃げるような形で出ていて、まだ籍は抜けてないけど子
どもはお母さんが面倒を見ているような場合でそのお母さんの方に給付金
が届いてないってケースも対象になるのでしょうか。

堀米教育長 はい、子育て推進課長どうぞ。

子育て推進課長 はい、2番の対象者の(1)で、4年3月分の児童手当受給者となった
方というところの現状がどうなっているかというところで、DV被害を受け
ているので離婚はできないっていう場合、実際に離婚はできてないけども
別居していて、配偶者の保険から外れているとかっていう一定の条件を満
たしていれば、あるいは、警察からの追跡の措置の被害者の認定がされて
いるというような条件があれば、実際に離婚していなくても児童手当の受
給者になることができます。

ですので、そういう状況の方が、その手続きをとって4年3月分の児童
手当の受給者となっていれば今回の対象になります。

残念ながら手続きはまだそこまで進んでないっていう場合には、残念な
がら今回のこの救済措置をもってしても対象とはならないというのが今回
の制度です。

堀米教育長 はい、他にございますでしょうか。

はい、金丸委員どうぞ。

金丸委員 今の点で、直接この給付金には繋がらないんですけども、要するに児童手当の受給者が変わったっていうのは別に合意で変えるわけじゃないので、子どもを連れていない人は、知らないうちに今月入る手当が入らないっていう状況を生じるわけですね。それに対して、例えば区役所の窓口にもものすごい勢いで怒って入ってくるということが考えられると思うんですが、そういう場合の対処って、どういうふうに考えていらっしゃるでしょうか。

堀米教育長 はい、子育て推進課長。

子育て推進課長 はい、ひどく激高してということは、私が来てからはございませんけれども、冷静に何で私がもらえなくなったんだっていうふうにいられる方は実際にあります。ただそのとき、今、長崎委員からいただいたように、DVの件であれば、千代田区の中にいるのか、外にいるのか、そのあたりについて悟られることを一切言っはいけないので、それについては全くお答えできませんと、余計な情報を一切与えないというような状況で、電話なり窓口で対応するようにしております。

金丸委員 ありがとうございます。本当に大変だと思いますが、よろしく願いいたします。

堀米教育長 他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長 はい、ありがとうございます。続きまして、学級閉鎖の状況につきまして、学務課長、説明をお願いします。

学務課長 はい、学務課長です。それでは学級閉鎖の状況につきまして、教育委員会資料に基づきご報告いたします。

初めに資料の上段ですが、令和3年度及び令和元年度の学級閉鎖の状況でございます。表の左側部分は令和3年度ですけれども、新型コロナウイルスの影響により、昨年の9月に1学級、今年の1月に10学級、2月に17学級が学級閉鎖となっております。

また表の右側、令和元年度は2年前ですけれども、インフルエンザの影響による学級閉鎖の状況です。10月から1月までの合計で10学級が学級閉鎖となっております。

次に資料の中ほどですが、臨時休業につきましては、学校保健安全法第20条に記載の規定がございます。また、今回の新型コロナウイルスに関する学級閉鎖および休業期間に関する国の基準につきましては、3(1)に記載しているように、複数の感染が判明した場合等となっております。

なお区の基準といたしましては、資料の一番下、下段に記載しておりますが、国の基準を準用しつつ、千代田保健所の調査、あるいは学校への助言等により、千代田区教育委員会と学校が協議をして必要と判断した場合に学級閉鎖としております。ご説明は以上です。

堀米教育長 ありがとうございます。この件につきまして、ご質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

金丸委員 はい、金丸委員どうぞ。

堀米教育長 この表は2月までですけれども、3月に入っても結構オミクロンの感染は広範に渡っていますが、3月はもちろん正確な数字じゃなくてもいいんですけれども、2月よりも結果としては減っているのでしょうか、それとも増えているのでしょうか。

堀米教育長 学務課長お願いします。

学務課長 はい、すみません。3月につきましては3校3学級ということで、今日現在ですけれども、8日で3学級なので、2月が28日で17でしたので何とも言えないですけども、3学級ということでございます。

堀米教育長 2月の当初よりは多少は少なくなっているかなって感じの程度ですね。はい、他にございますでしょうか。

(なし)

堀米教育長 はい、ありがとうございます。続きまして、区立小・中学校の各区宿泊行事の実施状況につきまして、学務課長、説明をお願いします。

学務課長 はい。続きまして区立小・中学校の各区宿泊行事実施状況につきまして、資料に基づきご報告いたします。はじめに令和3年度の実施状況をご覧ください。

上段になります。小学校4年生から6年生、中学校1年生から3年生の状況となっております。

一番上の小学校4年生ですけれども、表の左のところに教育課程上なしという記載がございますが、これは実施していないという区でございます。そこに16というふうになってございますが、23区中16が実施していないということです。また、その下の1泊2日のところに4という数字が入っていますが、1泊2日で実施している区が4区、そのうち今度右側にずれていただきますが、実施が1区、3区が中止、さらに中止した3区のうち3区が代替事業を実施しているということで記載してございます。

またその下、2泊3日につきましては、3となっておりますが、3区で短縮実施が1区、右にいきまして中止が2区、中止した2区が代替事業を実施しているということでございます。

なお、それぞれの表のうち、色付きのゴシック体につきましては、千代田区の状況となっております。なお、実施している区につきましては、全体の学校の実施ではなく、一部の学校のみ実施した場合や、今月3月に実施予定の区も含まれているということでございます。

次に資料の下段ですけれども、来年度、令和4年度の実施計画ということで、資料に記載の3区がそれぞれの内容で変更を予定しているということでございます。

最後に、参考といたしまして、裏面に令和2年度の状況を記載してございます。令和2年度につきましては、多くの区が中止ということになってございます。簡単でございますが、ご説明は以上です。

堀米教育長 はい、ありがとうございます。ご質問ありましたらお願いいたします。

はい、金丸委員どうぞ。

金丸委員 確認なんですけれども、この色付きのところの中に、千代田区も入りま
すよということなんです。

堀米教育長 はい、学務課長お願いします。

学務課長 はい、そうです。千代田区は色付きのところ、例えば一番上でいくと、
3区となっている3のところ、この3区のうち千代田が含まれるという
ことで、その下の例えば、小学校5年生については11となっております
が、その2泊3日で11、さらに右へ行っていただいて、その中止とした6
区のうち、これも千代田が含まれます。さらに4区は千代田を含んだ4区
が代替事業を実施したということで、ご理解いただければと思います。

堀米教育長 他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長 はい、続きまして、令和3年度の学力調査の結果報告につきまして、指
導課長説明をお願いいたします。

指導課長 はい、指導課長です。それでは私からは令和3年度学力調査について資
料を基に報告をさせていただきます。

国で実施いたしました全国学力・学習状況調査、都で実施いたしました
児童・生徒の学力向上を図るための調査、そして千代田区で実施いたしま
した達成度調査の3つに分けて報告いたします。

まず、国で実施した全国学力・学習状況調査は、小学校6年生と中学校
3年生を対象といたしまして、国語と算数、数学について5月27日に調査
いたしました。各学年教科の正答率につきましては、資料1の通りとなっ
てございます。知識の定着や活用に大きな課題はなく、全国の平均を上回
っております。

また、資料1の裏面になりますけれども、質問紙調査による意識調査で
は千代田区の小学生1日の平均勉強時間は長くて、ゲームの時間は少なく
なっております。また、問題解決型の学習ICTを活用した情報収集と発
表、読書についての取り組み等に意欲的に取り組んでおり、学校に行くの
が楽しいと考える児童の割合が多くなっていることが意識調査から分か
ります。

続きまして、中学校の意識調査からは1日の平均勉強時間は長くて、授
業への納得感も増しており、学校に行くのが楽しいと考える生徒の割合
が多くなっております。ゲーム時間につきましては、全国平均と同程度とな
っております。以上が全国学力・学習状況調査の結果となります。

続きまして、東京都で実施いたしました児童・生徒の学力向上を図るための調査につきましては、小学校4年生から中学校3年生を対象としております。

こちらは学びに向かう力等の意識調査について、タブレットを用いたC B T方式で9月から12月の間に実施をしております。まず小学校の結果につきまして、資料2の1をご覧ください。

資料が飛びまして申し訳ございません。資料2の1になります。各教科の授業の内容に対する理解の程度については、小学校では各教科の理解度は東京都の平均に比べて高くなっております。

学習の動機に関しましては、都の結果との差異が見られる項目は、まず都を上回った項目として、学習で人に負けたくないから、となっております。また都を大きく下回った項目といたしましては、友達や先生と学習するのが楽しいから、となっております。

資料2の1裏面に移ります。学習の進め方に関しましては、自分で計画を立てて学習している、答えだけではなく、考え方も確かめながら学習している、教科書やドリルの問題に取り組むなどして、学習したことを確実にできるようにしている、の項目が都を大きく上回っております。

また、学習習慣に関しましては、毎日2時間以上家庭学習をしている、学習塾や家庭教師による学習時間の項目では、都の平均を大きく上回っております。

続いて都の学力調査、中学校です。資料2の2をご覧ください。

各教科の授業の内容に対する理解の程度は、中学校では理科の理解度が若干都の平均を下回っておりますけれども、他の教科は東京都の平均に比べて高くなっております。

学習の動機としましては、どの項目も都を上回っておりますが、特に小学校では下回っておりました友達や先生と学習するのが楽しいの項目も、都の平均を上回っております。

また、資料の裏面をご覧ください。自分が考えたことを、積極的に他の人や先生に伝えようとしている、他の人と相談して、考えを深めるようにしている、他の人と意見が違ったときは、質問をして相手に相手の考えを確かめている、という項目では都の平均を上回っております。

学習習慣に関しましては、毎日2時間以上家庭学習をしている、学習塾や家庭教師による学習時間の項目では、都の平均値を上回っております。

続いて資料3をご覧ください。こちらは区で実施いたしました達成度調査、こちらは小学校になります。

一昨年度まではすべての学年・教科で全国平均を上回っておりましたがけれども、昨年度に続き今年度も第6学年理科が全国平均を下回りました。他には4年生5年生6年生、国語・算数は達成率で11ポイント以上全国平均を上回っております。4年生5年生の理科については、全国平均をやや上回っております。理科の学習においては経年比較で見ると、5年時の達

成度が著しく下がることから、4年生そして5年生のときに取り扱う単元内容の指導の見直しが必要であると考えられます。

最後に資料4になります。こちらは区で実施いたしました達成度調査、中学生になります。

上昇傾向があった科目が全14教科中4教科となっております。1年生の理科、3年生の数学、社会、理科となっております。特に受験を控えた中学3年生では、千代田区が課題としている理科、そして社会においては上昇してございます。逆に千代田区が得意教科としておりました国語、英語はやや下降傾向となりました。長くなりました。本件についての報告は以上となります。

堀米教育長 はい、分析の方ありがとうございます。学力調査についてご質問ありましたらお願いいたします。こちら指導課長、こちらのCBTとNRTのご説明をお願いします。

指導課長 失礼いたしました。CBT方式につきましては、computer based testingの略で、パソコンやタブレットを使って質問項目に回答するというような形式となっております。また、NRT調査につきましては業者さんによる調査で、こちらは平均点ではなく偏差値が分かる調査となります。集団基準準拠テストというような形になります。失礼いたしました。

堀米教育長 はい、ありがとうございます。ご質問ございますでしょうか。

はい、金丸委員どうぞ。

金丸委員 この表、例えば偏差値結果の経年経過、3か年の中学校の第1学年、第2学年、第3学年ってありますけど、これ要するに同じ人を定点観測しているわけじゃなくて、毎年入ってくる学年がこの値でしたという、多分そういうことだろうと思うんですね。今年の2年生と去年の2年生と一昨年の2年生と、その値がこうでしたということなんだろうと思うんですけど、学年によってできる学年もあればできない学年も正直言ってあるんだと思うんですけど、この表で我々は何を読み解かなきゃいけないのか、もうひとつわからないのでそれを教えてください。

堀米教育長 指導課長お願いいたします。

指導課長 はい、金丸委員おっしゃったとおり、学年によって出題の傾向も難易度も違ってくるといふようなところがあるかと思えます。この表を見ていただきまして、それぞれの令和元年度から載せさせていただいておりますので、千代田区としてのそれぞれの学年の上昇傾向、下降傾向ですとか、そういったところは読みとれるのかなというふうには思いますが、やはりそれぞれの学年によって学力、学年ごとに違いがございますので、そのあたりはそういった読み取りをしていただければというふうに思います。

堀米教育長 一応ここでは数字ではわかるわけですね。グラフにはなっていませんけど。

金丸委員 どちらかというとなり下傾向に現実的にあるのは、その科目がそれだけ難しくなってきた結果と読むべきなのか、それとも何か他に原因があると読むべきなのか、どういうふう判断したらいいんだろうかということをお願いいたします。

堀米教育長 この辺については、指導課長分析をされてますでしょうか。

指導課長 はい、そこについては改めて分析が必要かと思っておりますけれども、こちらの方は偏差値というような形で中学生は出しておりますので、偏差値的に少し下がってきた、あるいは全体として差がなくなってきたというふうな捉えができると思っております。

堀米教育長 はい、ありがとうございます。他にございますでしょうか。

長崎委員 はい、長崎委員どうぞ。

長崎委員 はい、見させていただいて、例えば今のNRTの中学生の部分なんですけれども、区内だと2校しかないわけで、これ今、区全体としての平均というのか、グラフ化されたものが出ていますけれども、それぞれ学校単位でグラフというのか、そういうデータも把握されてて、例えばこの教科はこっちの学校はいいけどこっちが悪いとか、そういったことも分かっているということでしょうか。

堀米教育長 はい、指導課長どうぞ。

指導課長 はい、指導課長です。今ご指摘いただきました点につきましては、中学校両校ともそれぞれの教科で数値が出ております。同じように、小学校も学校ごとに数値を把握しております。

堀米教育長 はい、ありがとうございます。

長崎委員 はい、長崎委員どうぞ。

長崎委員 もし学校単位で違いが出てきたりして、その教科で良い部分、悪い部分があるんだったら、他校の方が良ければそちらの方の授業の方法とかを参考にさせてもらったりとか、お互い学校同士で区全体を上げていくための対策も取っていただけたらなと思っております。以上です。

堀米教育長 はい、この件につきまして、指導課長お願いいたします。

指導課長 はい、指導課長です。結果につきましては、区の平均、それからそれぞれの学校の平均ということで、学校にフィードバックをしております。その結果を見ていただいて、学校でも教員の指導力を上げていただくのと同時に、子どもたちにしっかりと学習をしてもらうというところの対策が必要だと思っております。

堀米教育長 はい、他にございますでしょうか。

中川委員 はい、中川委員どうぞ。

中川委員 いつもこういうグラフを見せていただくと、数値的なことだけで終わってしまうことが多いんですけれども、やっぱりその後の分析とか対策っていうのがどういうふうになされるかっていうのを、教育委員会の委員にもわかるようにしていただくとありがたいと思っております。すぐということではないですけど、これを元にどういうような指導方法にしますとか、例

例えば、今長崎委員も言っていたように、同じ科目でも違いが出てきたときはどうするとか、そういう細かいことを教えていただけた方がいいのではないかなと常々感じていました。

堀米教育長 はい、ありがとうございます。

この数値を速報値として出させていただいたわけですが、学力調査の結果に今後の対応ということで、これについては指導課長どのように考えているかをお願いします。

指導課長 はい、指導課長です。ありがとうございます。例えば成績が落ちているという原因についてはなかなか1つではないので、その原因の究明というのは難しいところはあるかなと正直感じてはおりますけれども、そこに対してどのような手立てを講じていくかというのは、当然、区教育委員会としては考えていかなければいけないというふうに認識をしております。

堀米教育長 どうぞよろしくお願いいたします。他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長 それでは続きまして、まん延防止等重点措置の期間延長に伴う対応につきまして、指導課長、説明をお願いいたします。

指導課長 はい、指導課長です。続きましてまん延防止等重点措置の期間延長に伴う対応について、説明をさせていただきます。東京都では都内全域を対象といたしまして、まん延防止等重点措置の期間を3月21日まで延長したこと、及び東京都教育委員会教育長からの通知を受け、3月7日に千代田区立学校・園に資料のとおり通知を発出いたしました。

前回の延長で継続の対応をお願いしております、1月20日に発出した通知からの変更点を記載した、別紙の資料を基に説明をさせていただきますので、資料別紙をご覧ください。よろしいでしょうか。

まず、別紙資料の2、基本的な感染症対策の実施について、(1) 幼児・児童・生徒等に対する指導の中の、①健康観察の実施についてですが、体調不良の症状に頭痛、味覚障害、嗅覚障害等を加筆しました。また、症状が見られる場合は、登校せず直ちに受診するよう指導すると、直ちにという文言を付け加えております。

ここにつきましては、別紙の裏面にございます(3)、上の段です。教職員等の健康管理の徹底の①基本的な感染症予防策の徹底でも、同様の変更をさせていただきます。

資料あちこち飛んで申し訳ございません。表面にお戻りください。

次に(1) 幼児・児童・生徒等に対する指導の中の②マスクの正しい着用の徹底についてですが、不織布マスクの使用を推奨するに追記して、鼻と口を隙間なく覆うことを追記しております。この記載につきましても、(2) 家庭における感染症対策の中にあります、マスクの着用、そして裏面に移りまして(3) 教職員等の健康管理の徹底②正しいマスクの着用というところにも追記させていただきます。

また（３）裏面です。教職員等の健康管理の徹底、②正しいマスクの着用については、マスクを着用する場面として、会話や会議に加え、電話の際も必ずマスクを着用するという点を記載してございます。

度々申し訳ございません。再度表面に戻ります。（１）幼児・児童・生徒等に対する指導の中の④換気、消毒等の徹底について、正しい手洗いの方法に加え、手指消毒についても指導を徹底するよう追記してあります。この手指消毒の記載につきましては、（２）家庭における感染症対策の依頼及び裏面（３）教職員等の健康管理の徹底①及び④において手指消毒を加筆してございます。

また表面に戻ります。（１）幼児・児童・生徒等に対する指導の中の⑤感染予防に関する指導において、授業終了後は寄り道をせず、という文言を追記してございます。この記載につきましては裏面、３番の教育活動に関すること（４）放課後や休日における感染症予防策及び生活指導の徹底にも、同様に寄り道をせずという表現を追記してございます。

表面に戻ります。（１）幼児・児童・生徒等に対する指導⑤感染予防に関する指導、こちらにつきましては文章まるまる追記というふうになってございます。

最後、裏面となります一番下の部分です。３教育活動に関すること（７）部活動についてのところの表現につきましても、この文章まるまる追記というような形になってございます。

資料前後いたしまして大変申し訳ありません。主な変更点につきましては以上となります。引き続き各学校・園における感染防止対策を徹底した上での教育活動を、最後まで進めてまいりたいと思います。本件につきましては以上です。

堀米教育長 ありがとうございます。この追記の方は、都が同じ通知を出すわけにもいかないの、いろいろ細かく付け加えてきているということで、本区でそれができてないということではなくて、都の通知に準じながら手指消毒とかなんかを追記しています。指導課訪問でも委員さん方行かれてお分かりのように、かなり徹底した感染防止対策をやっていると思うんですが、一応都の追記に従って、これを付け加えさせていただいたというふうなことで理解していただければありがたいかなというふうに思っています。

金丸委員 この件についてはご質問ありますでしょうか。はい、金丸委員どうぞ。
今の手指消毒なんですけれども、私の理解が間違っているかもしれないけれども、正しい手洗いをすれば、少なくともそれで足りているんであって、手指消毒と手洗って並列なのかなと思ったんですけど、これ見ると並列じゃなくて手洗いをした後、手指消毒をしなきゃいけないんだという趣旨にも読めるじゃないですか。この点がどうなのかというのが第１点とですね。千代田区ではないと思いますけれども、先ほどの放課後は寄り道をせず、すみやかに帰宅するという、寄り道をせずという言葉を入れるというのは、他の区では寄り道をして問題が起きたということがあったとい

うことを前提に、これが入ったのかどうか、その点はいかがなんでしょうか。

堀米教育長 はい。一応これ都の通知で、都立校も向けてということかもしれませんが、指導課長どうですか。

指導課長 はい、指導課長です。まず1点目、手指消毒につきましては、おっしゃるとおりきちんとしっかりとした手洗いの方法で手洗いをすればということとはございますけれども、東京都の通知によりますと、改めて手指消毒の重要性というところも追記されておりましたので、区の通知にもこちらの方追記させていただいたということになります。

また、寄り道の記載につきましては、教育長お話の通り都立学校向け通知ともなっておりますので、そちらも含めて東京都で追記があったということで、千代田区においても追記をさせていただいております。

堀米教育長 はい、ありがとうございます。他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

◎日程第3 その他

【子ども総務課】

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田（3月20日号）

堀米教育長 それでは、日程第3その他に入ります。

教育委員会行事予定表、広報千代田3月20日号につきまして、子ども総務課長説明をお願いします。

子ども総務課長 はい、子ども総務課長です。教育委員会行事予定表をご用意ください。3月8日から3月31日までの行事予定をお示ししてございます。内容についてはそちらをご確認いただきたいところなんですけど、3月31日の木曜日2時から教育委員会の臨時会を予定しております。当日1時半から退職校園長への感謝状贈呈式も取り行う予定をしておりますので、お立ち会いただけたらと考えておりますので、よろしく願いいたします。行事予定表については以上でございます。

続きまして、広報千代田3月20日号の広報原稿一覧の方ご覧ください。子ども部からは3件、地域振興部からは8件記事が載る予定でございます。子ども部3件につきましては、子ども支援課から私立幼稚園等幼児教育無償化にかかる利用費等の請求について。2つ目が児童・家庭支援センターから「親と子の絆プログラム」ACT（アクト）すこやか子育て講座の募集、もう1つも児童・家庭支援センターから千代田区子育て支援員研修についてでございます。

3月20日号届きましたらご確認していただきたいんですが、新型コロナウイルス3回目の接種について、5歳から11歳の接種に関する記事が載る予定でございます。もう既に3月7日から、5歳から11歳向けの予防接種

が始まってございまして、集団接種会場については三楽病院と東京通信病院で実施、そのあたりについても当日の持ち物、母子健康手帳を持参ですとか、詳細の記載がございます。5歳からの予防接種も始まるというご案内でございます。説明の方は以上でございます。

あと、先ほど第1回定例会の報告の中で、一部ご説明に誤りがございましたので、ここで修正させていただきます。

2月28日の地域文教委員会において、子ども部から上程した議案4本ご議決いただいたという言い方をしてしまいました。可決すべきものとされましたというところで、最終日にこちらについては正式に議決されるということになりますので、すみませんが修正させていただきたいと思えます。説明は以上です。

堀米教育長 はい、説明の修正と、それから教育委員会行事予定表、それから広報千代田、特に教育委員会行事予定表について変更とか何かございましたら、今のうち言ってください。また委員さん方から行事予定表についてご質問あったらお願いいたします。

(なし)

堀米教育長 それでは、秘密会に入る前に、教育委員さんから情報提供等ございましたら。いかがでしょうか。

(なし)

堀米教育長 それでは5分ほど休憩をはさんで、その後秘密会を行ないますので、傍聴の方はご退出ください。休憩します。